

障がい者委託訓練 実践能力習得訓練コース

障がい者雇用をお考えの企業様へ 訓練協力企業を求めています!



実践能力習得訓練コースとは・・・?

県内企業の障がい者雇用を後押しするため、障がいのある方の就業の促進に向けて、企業の皆様にご協力いただき職業訓練を実施します。訓練を通して、訓練生の適性や必要なサポート等を把握していただき、就職につなげることを目的としています。訓練には、障がい者職業訓練コーディネーターと支援機関が、訓練生と企業とのマッチングや調整を行います。

対 象 者・・・居住地管轄のハローワークに求職申込を行っている障がいのある方
期 間・・・原則として3か月以内、訓練時間数は月標準100時間

【訓練作業の例（平成27年度～令和5年度）】

製造補助、溶接、検品、包装、運搬、出荷、環境整備、清掃、調理、介護補助、事務補助、接客、パソコン入力、Web制作 など

訓練委託料

県と企業等が委託契約を締結します。

訓練生 1 人当たり 月額90,000円(外税)※を上限として、県が訓練受託先に委託料を支払います。

(※ 条件により月額60,000円(外税)が上限となります。)

訓練生へ事業主からの賃金等の支払いは不要です。(県が訓練生に訓練手当等の支給を行います。)

受入れまでの流れ

訓練実施に先立ち、障がい者職業訓練コーディネーターと支援機関が、面談を通して、訓練生と企業等の担当者との事前の調整を行います。※打ち合わせから訓練開始まで2週間程度必要です。

① 問い合わせ

岐阜県労働雇用課
にお問い合わせください。

② 打合せ

ハローワークとの連絡調整後、担当者が企業等を訪問し、訓練の打ち合わせや、訓練希望者とのマッチング支援を行います。

③ 契約手続き

県と企業等が委託契約を締結します。

訓練
開始

実施についてのお問い合わせ先

岐阜県商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係

TEL 058-272-8412 (直通)

FAX 058-278-2676

清流の国ぎふ